平成２１年（再ロ）第４５号

大阪府寝屋川市高柳１丁目２番33―1212号
再生債務者　山根　祥子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年９月７日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年10月８日まで
平成21年９月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第９号

名古屋市中川区十一番町７丁目２番地の１
県営十一番町住宅１棟502号
再生債務者　小田原　肇
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年８月７日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年10月１日まで
平成21年９月10日
名古屋地方裁判所民事第２部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第１０００６号

長崎県西彼杵郡長与町三根郷55番地105
再生債務者　天鼻富士子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月10日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２１年（再ロ）第１号

佐賀県杵島郡白石町大字東郷1333番地
再生債務者　大串　早苗
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月11日　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（再ロ）第１号

宮崎県日向市永江町２丁目152番地
再生債務者　吉田　　康
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月11日　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（再ロ）第３号

石川県白山市茶屋１丁目55番地　アメージングパル102号
再生債務者　水野三喜男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月10日　金沢地方裁判所

平成２１年（再ロ）第４号

石川県白山市相川町990番地６
再生債務者　古賀　利孝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月10日　金沢地方裁判所

平成２０年（再ロ）第３７号

沖縄県那覇市字古波蔵192番地
再生債務者　金城　貴廣
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月９日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（再ロ）第３号

徳島県阿波市市場町香美字郷社ノ北５番地３
再生債務者　早川　　隆
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月11日　徳島地方裁判所民事部

平成２０年（再ロ）第５号

神奈川県三浦郡葉山町堀内1759番地
再生債務者　西川　佳宏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月11日
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（再ロ）第７号

兵庫県尼崎市水堂町４丁目３番10―802号
再生債務者　杉　　孔仁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月10日　神戸地方裁判所尼崎支部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成２０年（再ロ）第３号

新潟県長岡市関原南２丁目4092番地
再生債務者　岸　　孝英
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成20年９月24日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成21年９月11日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

会社公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
合併期日は平成二十二年三月一日であります。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
平成二十一年九月二十四日
茨城県土浦市中央二丁目一一番七号
（甲）株式会社関東つくば銀行
取締役頭取　木村　興三
茨城県水戸市南町一丁目三番一号
（乙）株式会社茨城銀行
取締役頭取　溝田　泰夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十一年十一月一日です。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年九月十一日
掲載頁　九十貢（号外第一九六号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年九月十一日
掲載頁　九十貢（号外第一九六号）
平成二十一年九月二十四日
埼玉県さいたま市西区飯田新田二四四番地一
（甲）東武清運株式会社
代表取締役　伊藤　修司
埼玉県川越市大字中福四七七〇番地三三
（乙）西武清運株式会社
代表取締役　高橋　昌巳

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十一年十一月一日であり、一甲の株主総会の承認決議は平成二十一年十月二十一日に予定しております。乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月十日
掲載頁　一一八貢（号外第一二二号）
平成二十一年九月二十四日
横浜市中区長者町五丁目八五番地
（甲）株式会社ジー・トレーディング
代表取締役　許　　哲
川崎市川崎区東田町六番地二
（乙）株式会社ジー・バス販売
代表取締役　佐藤　　勲